

# プログラム登録の手引き

**SOFTIC**

財団法人 ソフトウェア情報センター

# 目 次

1	プログラム登録のおすすめ	1
2	プログラム登録の種類	2
3	プログラム登録の申請手続	2
	・ 創作年月日の登録	2
	・ 第一発行年月日等の登録	10
	・ 実名の登録	13
	・ 著作権の登録	15
	-1. 変更の登録及び更正の登録	20-1
	・ 申請書類の提出方法等	21
	・ 登録事項記載書類交付の申請手続	26
4	プログラム登録事務の流れ	28
5	提出資料一覧	29
6	各種登録申請書及び添付資料の作成例	30
7	登録事項記載書類	44
8	プログラム著作物の登録に関する情報提供	45

注：ホームページ上に掲載している「プログラム登録の手引き」には、下記の資料は載せておりません。

資 料	46
・ 著作権法	48
・ 著作権法施行令	94
・ 著作権法施行規則	114
・ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	122
・ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令	128
・ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則	132

## 〔略語凡例〕

法 = 著作権法

政令 = 著作権法施行令

規則 = 著作権法施行規則

プロ法 = プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律

プロ令 = プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令

プロ規 = プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則

## 1 プログラム登録のおすすめ

昭和60年に、著作権法が改正されプログラムの法的保護が明確にされるとともに、プログラム登録については別に法律で定めるところによるとされました。これを受けて、昭和61年にプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律が制定され、昭和62年4月1日から両法に基づくプログラムの登録が実施されることとなりました。

プログラムの登録には、次のような効果があります。

### I. 訴訟における立証の容易化

プログラムが産業、文化など国民生活の多方面で使用されるようになってきたこと、プログラムの法的保護が明確になったことなどに伴って、今後は、従来にも増してプログラム関連訴訟が頻発するものと考えられます。そのような訴訟においては、プログラムを特定したり、創作された日程等を立証することが重要なポイントになりますが、これらを開発者自身が立証することは極めて面倒かつ困難なことです。

しかし、公的機関にプログラムの登録をすることによって、プログラムの創作された年月日等が法律上推定されるなど、訴訟を円滑、有利に進めることができます。

#### ・特定の容易化

プログラムの名称等を用いて、そのプログラムを特定することは、一般には困難な問題です。登録番号を示すことにより、一本のプログラムの特定が容易にできることから、権利の譲渡、使用の許諾等の取引の際に便利になります。

#### ・意思表示

登録番号を付されたプログラムは、権利者がそのプログラムの権利について、権利保全の意思を有していることの表われと考えられます。

#### ・取引の円滑化

プログラム登録は、著作者や著作権者などの法律上認められた者だけが申請することができるものです。したがって、プログラム登録の副次的効果として、自分が真実の権利者であることを証明し易くなり、取引の円滑化に役立ちます。

#### ・登録による信頼性

ユーザーからみれば、プログラムの開発力の規模などを知る一つの目安となり、また、開発者（創作者）の信頼性の拡大にもつながります。

プログラムの登録をお勧めします。

## 2 プログラム登録の種類

プログラム登録には、**・創作年月日の登録、****・第一発行年月日等の登録、****・実名の登録、****・著作権の登録**（著作権の移転の場合など）の四種類があります。以下順を追って説明いたします。

## 3 プログラム登録の申請手続

### ・創作年月日の登録（法第76条の2）

#### 1. 概要

これは公表、未公表を問わず、プログラムの著作物の創作年月日を登録するもので、プログラムの著作物の創作後6ヵ月以内に申請することが必要です。なお、郵送で申請する場合は到達した日が受付年月日となりますので、6ヵ月以内に到着するように注意してください。

#### 2. 申請者

申請者は**著作者**です。

#### 3. 効果

- (1)登録した創作年月日（申請書に記載されている創作の年月日）に創作があったものと推定され、後日訴訟問題が発生し、当事者のうちいずれが正当な権利者であるか争われる場合などに有利な証拠となります。
- (2)未公表の法人著作のプログラムの著作物の保護期間は、その創作後50年とされていますので、保護期間の起算点が明確になります。
- (3)著作権登録制度には不動産登記制度に見られるような保存登記というものがないため、実際にはこの登録が保存登記と同様の機能を果たし、登録された著作物の権利関係が公示されることによって、その著作物に関する取引の円滑化に資することが期待されます。  
なお、このことは**・第一発行年月日等の登録**（10ページ）についても同様です。

#### 4. 提出資料

##### (1)申請書（政令第20条、規則第8条の3第1項・別記様式第5）

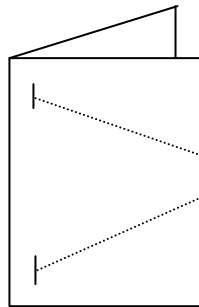
4ページの〔記載例・1〕によって申請書を作成して下さい。

なお、作成にあたっては、下記の「**申請書作成上の留意点**」をよく読んで下さい。

##### **申請書作成上の留意点**

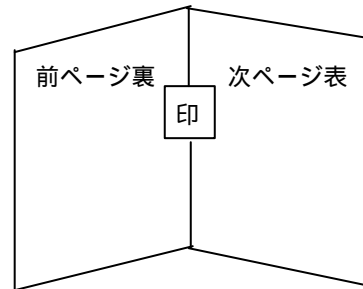
- (a)用紙は、日本工業規格A列4番（横21.0cm、縦29.7cm）の大きさとし、2葉以上であるときは左とじにし、各葉のつづり目に割印をして下さい。

(とじ方の具体例)



2カ所ホッチキス止めにするか、クリップでとじる。

(割印の具体例)



- (b)余白は、少なくとも用紙の左右および上下におのおの2cmとって下さい。
- (c)文字は、明瞭にかつ容易に消すことができないように書いて下さい。  
原則としてワープロ又は、タイプ打ちをお願いします。  
なお、使用できる文字は、JISコードで表現できる文字に限られます。
- (d)「著作物の題号」は、題号がないときは「なし」、題号が不明であるときは「不明」と記載します。
- (e)「著作物の題号」には、カタカナでふりがなをつけて下さい。
- (f)「前登録の年月日及び登録番号」の欄には、その著作物について以前に別の登録がされているときは、その登録の年月日及び登録番号を記載し、不明であるときは「不明」、登録がされていないときは「なし」と記載して下さい。
- (g)「申請者」の欄に、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号を記載して下さい。
- (h)「氏名(名称)」は、個人の場合は、個人の氏名を記載し、個人の印を押して下さい。  
法人の場合は、法人の名称とその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押し、連絡担当者の氏名及び部署名、電話番号を記載して下さい。担当者の印は不要です。
- (i)「氏名(名称)」には、カタカナでふりがなをつけて下さい。
- (j)代理人による申請のときは、代理人の印を押して下さい。この場合、申請者本人の印は、申請書上は不要です。(申請者の印は、委任状に押して下さい。)
- (k)「収入印紙」は、登録免許税(26ページ〔表2登録免許税一覧〕参照)の額に相当する金額の収入印紙を申請書に貼り付け、その金額を余白に記載して下さい。**なお、収入印紙には、割印をしないでください。**
- (l)外国語の固有名称は、アルファベット・カタカナ・JISコードで表現可能な漢字のいずれかで記載して下さい。
- (m)訂正をしたときは、訂正部分に印を押し、右の余白部分に訂正字数を記載して下さい。

(訂正の具体例)

2. 登録の原因及びその発生年月日

平成20年1月<sup>7</sup>~~5~~日に創作した。



[ 記載例 . 1 - 1 ] ..... 申請者が個人の場合

創作年月日登録申請書



( ¥ 3 , 0 0 0 )

平成 年 月 日

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1 . 著作物の題号 <sup>ヤクヤク ソフトウカンリ</sup>  
薬局向け総合管理システム

2 . 登録の原因及びその発生年月日  
平成 年 月 日に創作した。

3 . 登録の目的  
創作年月日の登録

4 . 前登録の年月日及び登録番号  
なし

5 . 申請者  
住所 県 市 町 番 号 〒 -  
氏名 甲 野 乙太郎 印  
TEL ( ) -  
FAX ( ) -

6 . 添付資料の目録  
(1) 著作物の明細書 1 通  
(2) プログラムの著作物の複製物 1 件  
(3) 登録手数料納付書 1 通

[ 記載例 . 1 - 2 ] ..... 申請者が法人の場合

創作年月日登録申請書

平成 年 月 日

収入  
印紙

( ¥ 3 , 0 0 0 )

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

- 1 . 著作物の題号 <sup>ヤクヤク ソフトウエア</sup> 薬局向け総合管理システム
- 2 . 登録の原因及びその発生年月日  
平成 年 月 日に創作した。
- 3 . 登録の目的  
創作年月日の登録
- 4 . 前登録の年月日及び登録番号  
なし
- 5 . 申請者  
住所 東京都 区 町 丁目 番号 丁目 -  
名称 <sup>イリダ</sup> 医療システム株式会社 (代表者印)  
代表者 <sup>カノ</sup> 甲 <sup>ツタロウ</sup> 野 乙太郎  
担当者 部 <sup>ツヤマジロウ</sup> 乙山次郎  
TEL ( 0 3 ) -  
FAX ( 0 3 ) -
- 6 . 添付資料の目録
  - (1) 著作物の明細書 1 通
  - (2) プログラムの著作物の複製物 1 件
  - (3) 登録手数料納付書 1 通

[ 記載例 . 1 - 3 ] ..... 申請者が法人で代理人による申請の場合

創作年月日登録申請書

平成 年 月 日

収入  
印紙

( ¥ 3 , 0 0 0 )

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1 . 著作物の題号 <sup>ヤクヰョク</sup> <sup>ソウゴウカンリ</sup>  
薬局向け総合管理システム

2 . 登録の原因及びその発生年月日  
平成 年 月 日に創作した。

3 . 登録の目的  
創作年月日の登録

4 . 前登録の年月日及び登録番号  
なし

5 . 申請者

住所 東京都 区 町 丁目 番号

名称 <sup>イリョウ</sup>  
医療システム株式会社

代表者 <sup>カノ</sup> <sup>ツタロウ</sup>  
甲 野 乙 太郎

代理人

住所 東京都 区 町 丁目 番号  
〒

TEL ( 0 3 ) -

FAX ( 0 3 ) -

氏名 乙 山 次 郎

印

6 . 添付資料の目録

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 著作物の明細書       | 1 通 |
| (2) 委任状           | 1 通 |
| (3) プログラムの著作物の複製物 | 1 件 |
| (4) 登録手数料納付書      | 1 通 |

(2) 著作物の明細書（政令第 2 1 条第 2 項第 1 号、規則第 8 条の 3 第 2 項・別記様式第 9）

6 ページの〔記載例 . 2〕によって作成して下さい。

**明細書作成上の留意点**

- (a) 2 ページの「申請書作成上の留意点」(a)～(e)、(l)及び(m)を参照して下さい。
- (b) 「著作者の氏名(名称)」には、著作者の実名を記載し、カタカナでふりがなをつけて下さい。  
共同著作の場合は、その著作者全員の連名になります。
- (c) 「著作者の国籍」は、著作者が外国人であるときに限り記載することとし、その者が法人であるときは、その設立にあたって準拠した法令を制定した国及び当該法人の主たる事務所が所在する国の国名を記載して下さい。日本国の場合は、空欄のままです。
- (d) 「最初の公表の際に表示された著作者名」は、公表（法第 4 条、10 ページを参照）されている場合のみ記入し、未公表であれば空欄のままです。無名で公表されたときは「無名」と記載して下さい。
- (e) 「最初の公表年月日」は、著作物が公表された場合にのみ、その年月日を記載し、公表されていないときは、「未公表」と記載して下さい。  
この欄には、「年月日」か「未公表」かのどちらかが必ず記載されていなければなりません。
- (f) 「最初に発行された国の国名」は、著作物が外国で最初に発行された場合にのみ記載して下さい。未発行の場合は、空欄のままです。
- (g) 「著作物の内容」は、プログラムの分類を 7 ページ〔表 1 プログラムの分類表〕に従って 1 つ記載し、プログラムの機能の概要を 200 字から 400 字程度にまとめて記載してください。また、使用言語も併せて記載して下さい。なお、図・フローチャート・設計書・仕様書等はいれないようにお願いします。

(注) その著作物について、以前に別の登録がされている場合には、申請書に前登録の年月日及び登録番号を記載すれば、再度明細書を提出する必要はありません。

著作物の明細書

１．著作物の題号

ケンコウカンリ  
健康管理システム

２．著作者の氏名（名称）

ニッポ  
日本ソフト株式会社

３．著作者の国籍

４．最初の公表の際に表示された著作者名

５．最初の公表年月日

未公表

６．最初に発行された国の国名

７．著作物の種類

プログラム

８．著作物の内容

（プログラムの分類：医療・保健衛生、分類コード：３１２３０）

本システムは、各種検診数値・所見および医師・保健婦の指導内容を小型コンピュータに収納し、個人差がある検診数値の微妙な変化、指導内容を時系列に出力し、的確な処理を講じることにより、健康面での不安を取り除くことを第一目的に作成したものである。併せて医療費の削減、企業の人事管理にも役立つようにしたシステムである。

なお、使用言語はＢＡＳＩＣである。

〔 表 1 プログラムの分類表 〕

プログラム分類	コード	プログラム分類	コード
<b>1.システムプログラム</b>	10000	窯業・土石・ガラス	30630
OS	10100	鉄鋼業・非鉄金属・金属製品	30635
データ通信	10200	一般機械器具	30640
データベース	10300	電気機械器具	30645
プログラム言語	10400	輸送用機械器具	30650
エンドユーザ向言語	10500	電気・ガス・熱供給・水道業	30700
システム開発支援	10600	電気	30705
システム運用管理	10700	ガス	30710
ユーティリティ	10800	水道	30715
<b>2.汎用アプリケーションプログラム</b>	20000	運輸・通信業	30800
計画・管理	20100	運輸業	30805
財務会計	20200	通信業	30810
人事・給与	20300	卸売・小売・飲食店業	30900
販売・在庫	20400	卸売業	30905
製造	20500	小売業	30910
設計	20600	飲食店業	30915
OR・予測・統計・分析	20700	金融・保険業	31000
オフィスオートメーション	20800	銀行・信託業	31005
知識工学分野	20900	証券業	31010
画像処理	21000	保険業	31015
CAI	21100	不動産業	31100
<b>3.特定用途向アプリケーションプログラム</b>	30000	サービス業	31200
農業	30100	物品賃貸業	31205
林業	30200	ホテル・旅館	31210
漁業	30300	放送・広告業	31215
鉱業	30400	情報サービス業	31220
建設業	30500	専門サービス業	31225
製造業	30600	医療・保健衛生	31230
食料品	30605	教育・学術研究機関	31235
繊維・衣服	30610	公務・公共サービス	31300
材木・パルプ・紙	30615	趣味・家庭用	31400
出版・印刷	30620	その他の分類できない産業	31500
化学工業	30625		

(注) 明細書に記載の際は、分類名とコードの両方を入れて下さい。

**(3)プログラムの著作物の複製物 (プロ法第3条、プロ令第3条、プロ規第3条)**

申請するプログラムの著作物の複製物 (ソース・プログラムの場合はソースリスト、オブジェクト・プログラムの場合はダンプリスト)を、日本工業規格 (A6判マイクロフィッシュ JIS Z 6001:1999)で定めるA6判マイクロフィッシュに焼き付けたものを提出して下さい。

**(注)** その著作物について既にプログラム著作物の登録がされている場合は、再度提出する必要はありません。

日本工業規格 (A6判マイクロフィッシュ JIS Z 6001:1999)で定めるA6判マイクロフィッシュのうち、次の6種類を推奨します。

主に文書用	主にCOM用
49 こまフォーマット	63 こまフォーマット
98 こまフォーマット	208 こまフォーマット
	270 こまフォーマット
	420 こまフォーマット

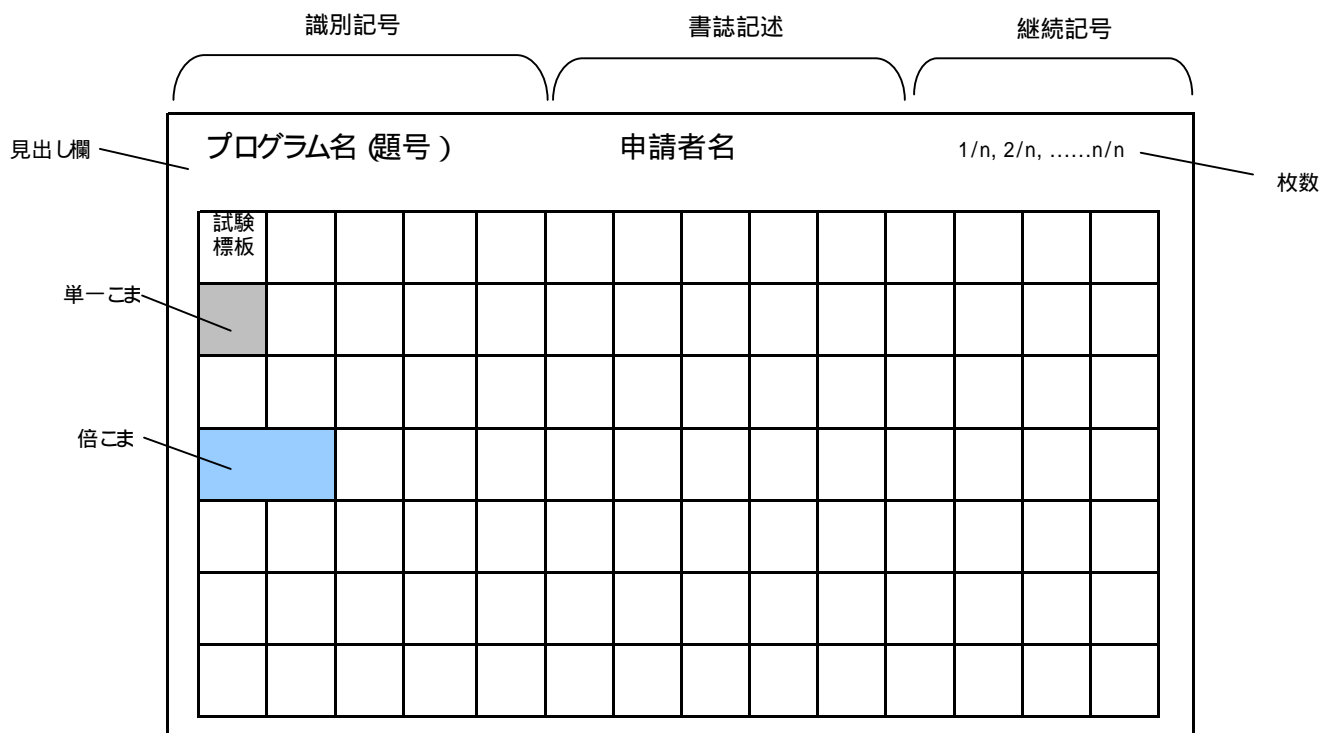
見出し欄の識別記号には「プログラム名 (題号)」を、書誌記述には「申請者名」を、継続記号には「枚数」を記載して下さい。

文書用マイクロフィッシュの場合は、最初又は最後のこまに「試験標板」を入れてください。

試験標板とは、図票、縮率、反射板、縮率定規などを配置したもので、日本工業規格 (マイクロ写真用解像力 試験図票とその用法 JIS Z 6008:1982)に定められている。

**(マイクロフィッシュの作成例)**

98 こまフォーマットの場合



マイクロフィッシュの作成企業等については、(社)日本画像情報マネジメント協会までお問い合わせください。(TEL (03)5821-7351 9:30~17:00)  
[http://www.jiima.or.jp/whatsjiima/microfiche\\_f.html](http://www.jiima.or.jp/whatsjiima/microfiche_f.html)

(4) その他必要な資料

(a) 代理人により申請する場合にはその権限を証明する書面（政令第21条第1項第2号）として「委任状」〔38ページの作成例を参照〕を添付して下さい。

(b) 同日に複数件申請する場合は、委任状は、援用できます。  
その場合、1件目の申請書に原本を添付し、その他の申請書には援用する旨を明記して下さい。

(例)

6 . 添付資料の目録	
(1) 著作物の明細書	1 通
(2) 委任状	1 通（同日付申請書に添付の原本援用）
：	：

## ・第一発行年月日等の登録（法第76条）

### 1．概要

公表された著作物について、その第一発行年月日又は第一公表年月日を登録するものです。

#### (1) 「発行」とは（法第3条）

公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数（50部程度）の複製物が、複製権者又はその許諾を得た者によって作成され、頒布された場合をいいます。

#### (2) 「公表」とは（法第4条）

(a) 「発行」された場合

(b) 法第22条から第25条までに規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって公衆送信された場合

(c) 法第23条第1項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって送信可能化された場合をいいます。

### 2．申請者

申請者は、原則として著作権者ですが、無名又は変名の著作物の場合は、その発行者も申請できます。

### 3．効果

(1) 登録に係る年月日（申請書に記載されている第一発行又は第一公表の年月日）に最初の発行又は最初の公表があったものと推定され、後日訴訟問題が発生し、当事者のうちいずれが正当な権利者であるか争われる場合などに有利な証拠となります。

(2) 公表された法人著作のプログラムの著作物の保護期間は、その公表後50年ですので、保護期間の起算点が明確になります。

### 4．提出資料

(1) 申請書（政令第20条、第28条、規則第8条の3第1項・別記様式第4）

11ページの〔記載例・3〕によって申請書を作成して下さい。

(a) 2ページの「申請書作成上の留意点」(a)～(m)を参照して下さい。

(b) 「申請者」の欄の( )には、**申請者が著作権者であるか発行者であるかの別を必ず記載して下さい。**

(2) 著作物の明細書

5ページの「明細書作成上の留意点」を参照して下さい。

(3) プログラムの著作物の複製物

8ページの「プログラムの著作物の複製物」を参照して下さい。

第一発行年月日登録申請書

平成 年 月 日



( ¥ 3 , 0 0 0 )

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1 . 著作物の題号

キョウザイサクセインシテム  
教材作成支援システム

2 . 登録の原因及びその発生年月日

平成 年 月 日に第一発行を行った。

3 . 登録の目的

第一発行年月日の登録

4 . 前登録の年月日及び登録番号

なし

5 . 申請者 ( 著作権者 )

住所 東京都 区 町 丁目 番号 〒 -

TEL ( 0 3 ) -

FAX ( 0 3 ) -

名称 ニューメディア<sup>キョウザイ</sup>教材株式会社

代表者 甲 田 乙 雄 ( 印 )

( 担当 : 法務部 田中 内線 ・ 1 2 3 4 )

6 . 添付資料の目録

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ( 1 ) 著作物の明細書       | 1 通 |
| ( 2 ) 販売証明書         | 1 通 |
| ( 3 ) プログラムの著作物の複製物 | 1 件 |
| ( 4 ) 登録手数料納付書      | 1 通 |

(4) その他必要な資料

- (a) 代理人によって申請する場合は、その権限を証明する書面(政令第21条第1項第2号)として「委任状」(38ページの作成例参照)を添付して下さい。
- (b) 第一発行年月日を証明する資料(政令第28条)として、「50部程度の受領書等の写し」(プログラム名、受領年月日、受領印の各記載があること)、あるいは「販売証明書」(下記の作成例を参照)を添付して下さい。「販売証明書」は第三者による証明をお願いいたします。
- (c) 第一公表年月日を証明する資料(政令第28条)として、第三者による「ダウンロード証明書」又は「稼動証明書」等を添付して下さい。

(販売証明書の作成例)

販 売 証 明 書			
平成 年 月 日			
財団法人ソフトウェア情報センター 理事長 殿			
下記のプログラムの著作物が固定されているCDを 平成 年 月 日までに 人に販売したことを証明します。			
記			
1. 著作物の題号 プログラム			
2. 著作者の名称 株式会社			
住所	東京都	区	町 丁目 番 号
名称	株式会社	販売	
代表者			(印)

## ・実名の登録（法第75条）

### 1．概要

無名又は変名で公表された著作物について、その**著作者の実名**を登録するものです。

### 2．申請者

申請者は、**著作者又は著作者の遺言により指定された者**に限られます。

### 3．効果

(1)実名が登録された者は、その著作物の著作者と推定され、後日、その著作物の著作者が誰であるかについて訴訟がおきた場合にその立証が容易となります。

(2)無名又は変名の著作物の保護期間は、原則としてその公表後50年を超過するまでですが、この登録をすることによってその著作者の死後50年を超過するまでに延長されます。

### 4．提出資料

(1)申請書（政令第20条、第27条、規則第8条の3第1項・別記様式第3）

14ページの〔記載例・4〕によって申請書を作成して下さい。

(a)2ページの「**申請書作成上の留意点**」の(a)～(m)項を参照して下さい。

(b)「登録の原因及びその発生日」の欄は、次のように記載して下さい。

無名で公表の場合

平成 年 月 日に無名で公表した。

変名で公表の場合

平成 年 月 日に 変名で公表した。

(c)「著作者」の欄には、住所及び著作者の実名を記載して下さい。

(2)著作物の明細書

5ページの「**明細書作成上の留意点**」を参照して下さい。

(3)プログラムの著作物の複製物

8ページの「**プログラム著作物の複製物**」を参照して下さい。

(4)その他必要な資料

(a)代理人によって申請する場合は、その権限を証明する書面(政令第21条第1項第2号)として「委任状」〔38ページの作成例参照〕を添付して下さい。

(b)実名を証明することができる書面(政令第27条)として戸簿、登記簿の謄・抄本、住民票の写し等を添付して下さい。

実 名 登 録 申 請 書

平成 年 月 日

収入  
印紙

( ¥9 , 000 )

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1 . 著作物の題号

カワカタジケイレツブンセキ  
会話型時系列分析プログラム

2 . 登録の原因及びその発生年月日

平成 年 月 日に無名で公表した。

3 . 登録の目的 実名の登録

4 . 著作者 住所 東京都 区 町 丁目 番 号

氏名 甲 ヤマ イチ 郎

5 . 前登録の年月日及び登録番号

なし

6 . 申請者 住所 東京都 区 町 丁目 番 号

氏名 甲 ヤマ イチ 郎

代理人 住所 東京都 区 町 丁目 番 号 〒 -

TEL ( 03 ) -

FAX ( 03 ) -

氏名 乙 ヤマ シツ 郎



7 . 添付資料の目録

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ( 1 ) 著作物の明細書       | 1 通 |
| ( 2 ) プログラムの著作物の複製物 | 1 件 |
| ( 3 ) 住民票の写し        | 1 通 |
| ( 4 ) 委任状           | 1 通 |
| ( 5 ) 登録手数料納付書      | 1 通 |

## ・著作権の登録（法第77条）

### 1. 概要

著作権に関する権利の変動を登録するものです。

### 2. 申請者

(1)登録権利者及び登録義務者の共同申請を原則としています（政令第16条）。

(2)単独申請ができる場合は、次のとおりです。

(a)登録義務者の承諾（政令第17条）

登録義務者の承諾書（42ページ作成例参照）が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。

(b)判決による登録（政令第18条）

判決による登録は、登録権利者だけで申請することができます。ここでいう判決とは、登録手続上の一定の行為を登録義務者に命ずる給付判決であることを要し、また、判決のほかに確定判決と同一の効力を有する裁判上の和解等も含まれます。

(c)登録名義人の表示の変更又は更正の登録（政令第19条）

登録名義人（登録原簿上の権利の帰属主体）の表示〔住所、名称〕の変更又は更正の登録は、登録名義人だけで申請することができます。

(3)次の場合は、当事者以外の方でも申請することができます。

(a)相続人による登録申請

登録原因が発生した後、その登録申請をする前に、登録権利者又は登録義務者について相続その他の一般承継があった場合には、その承継者が被承継者に代わって登録申請をすることができます。

(b)債権者代位による登録申請

民法第423条の規定に基づいて、債務者の有する登録請求権に代位して、債権者の名において債務者名義の登録申請をすることができます。

### 3. 効果

この登録は、対抗要件としての登録ですから次の事項は登録しなければ第三者に対抗することができません。

(1)著作権の移転（相続その他の一般承継を除く。）

(2)著作権の処分の制限

(3)著作権を目的とする質権の設定

(4)著作権を目的とする質権の移転（相続その他の一般継承を除く。）

(5)著作権を目的とする質権の変更

(6)著作権を目的とする質権の消滅（混同または著作権若しくは担保する質権の消滅によるものを除く。）

(7)著作権を目的とする質権の処分の制限

#### 4. 提出資料

- (1)申請書（政令第20条、第29条、第30条、第31条、第33条、第37条、第38条、規則第8条の3第1項・別記様式第6）

その著作物を初めて登録する場合は18ページの例、既に、その著作物について別の登録がされている場合は、19ページの例によって申請書を作成して下さい。

(a)2ページの「申請書作成上の留意点」の(a)～(m)を参照して下さい。

(b)「権利の表示並びに登録の原因及びその発生日」の記載例は次のとおりです。

##### 著作権譲渡の場合

**例** 平成 年 月 日に下記の者の間に著作権の譲渡があった。

譲渡人（住所及び名称）

譲受人（住所及び名称）

- (注) ・ 法第27条及び第28条に規定している権利を含めて譲渡されたときは、その旨を明記して下さい。

**例** 平成 年 月 日に下記の者の間に著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の譲渡があった。

- ・ 譲渡の目的が著作権の一部に関するときは、その部分の表示を含めて記載して下さい。

**例1**：平成 年 月 日に下記の者の間に著作権のうち複製権の譲渡があった。……34ページの申請書作成例を参照

**例2**：平成 年 月 日に下記の者の間にアメリカ合衆国における著作権の譲渡があった。

- ・ 持分の譲渡の場合は、譲渡される持分をわかり易く記載して下さい。

**例** 平成 年 月 日に下記の者の間に著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の持分（2分の1）のすべての譲渡があった。……33ページの申請書作成例を参照

##### 質権の設定等の場合

**例1**：質権の設定……35ページの申請書作成例を参照

平成 年 月 日に下記の者の間に著作権を目的とする質権の設定があった。

質権設定者（住所及び名称）

債権者（住所及び名称）

債務者（住所及び名称）

債権金額 金〇〇〇円

- (注) ・ 質権の目的が著作権の一部に関するときは、その部分の表示を含めて記載して下さい。

- ・ 質権設定者と債務者が同じ場合は、「債務者」の欄に「質権設定者と同じ」と記載して下さい。
- ・ 特定物の給付を求める債権等で一定の債権金額がないときは、当該債権の価格を記載して下さい。
- ・ 登録の原因に存続期間、利息、違約金若しくは賠償の額に関する定めがあるとき、法第66条第1項の定めがあるとき、民法第346条ただし書きの定めがあるとき、又は当該債権に条件を付したときは、その定め又は条件を「債権金額」の欄の次に記載して下さい。
- ・ 根質権の設定の場合は、「質権の設定があった」を「根質権の設定があった」とし、「債権金額」を「債権極度額」とします。

**例2：質権の変更**

平成 年 月 日に債権金額の変更があった。  
変更後の債権金額 金 円

**例3：質権の消滅**

平成 年 月 日債務弁済により質権が消滅した。

登録名義人の表示（名称、住所）の変更又は更正の場合

**例1：住所の変更**

平成 年 月 日転居（法人の場合は移転）により登録名義人の住所を変更する。  
変更後の住所 県 市 町 丁目 番号

**例2：住所の更正**

錯誤により登録名義人の住所を更正する。  
更正後の住所 県 市 町 丁目 番号  
（注）手続き上の錯誤又は脱落による更正の登録の場合、「発生年月日」を記載する必要はありません。

(c)政令第30条（権利の消滅に関する事項の記載）、第31条（持分等の記載）及び第33条第2項（債権の一部譲渡又は、代位弁済による質権の移転）に規定する事項があるときは「権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日」の欄に記載して下さい。

..... 32ページの申請書作成例参照

(d)「登録の目的」の欄には、「著作権譲渡の登録」、「質権設定の登録」、「質権設定の登録の抹消の登録」、「登録名義人の表示の変更の登録」などのように記載して下さい。

(e)政令第29条（債権者の代位）の各号に規定する事項があるときは「申請者」の欄の登録権利者の氏名（名称）の次に記載して下さい。

著作権登録申請書

収入  
印紙

(¥18,000)

平成 年 月 日

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1. 著作物の題号

カウガタスウリケイカク  
会話型数理計画システム

2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生日

平成 年 月 日に下記の者の間に著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の譲渡があった。

譲渡人 住所 東京都 区 町 丁目 番号

名称 日本ソフト株式会社

譲受人 住所 東京都 区 町 丁目 番号

名称 東洋ソフト株式会社

3. 登録の目的

著作権譲渡の登録

4. 前登録の年月日及び登録番号

なし

5. 申請者

(登録権利者)

住所 東京都 区 町 丁目 番号

氏名 <sup>トウヨウ</sup>東洋ソフト株式会社

代表者 甲 野 乙 太

(登録義務者)

住所 東京都 区 町 丁目 番号

氏名 <sup>ニホン</sup>日本ソフト株式会社

代表者 乙 山 次 郎

(両者代理人)

住所 東京都 区 町 丁目 番号 〒 -

TEL (03) -

FAX (03) -

氏名 甲 乙 丙 太 郎 (印)

6. 添付資料の目録

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 著作物の明細書       | 1通  |
| (2) 譲渡証書          | 1通  |
| (3) 委任状           | 各1通 |
| (4) プログラムの著作物の複製物 | 1件  |
| (5) 登録手数料納付書      | 1通  |

著作権登録申請書

収入  
印紙

(¥18,000)

平成 年 月 日

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1. 著作物の題号

会話型数理計画システム  
カイワガタスウリケイカク

2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生日

平成 年 月 日に下記の者の間に著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の譲渡があった。

譲渡人 住所 東京都 区 町 丁目 番号

名称 日本ソフト株式会社

譲受人 住所 東京都 区 町 丁目 番号

名称 東洋ソフト株式会社

3. 登録の目的

著作権譲渡の登録

4. 前登録の年月日及び登録番号

平成 年 月 日 P第 号 -

5. 申請者

(登録権利者)

住所 東京都 区 町 丁目 番号

氏名 トウヨウ 東洋ソフト株式会社

代表者 甲 野 乙 太

(登録義務者)

住所 東京都 区 町 丁目 番号

氏名 ニホン 日本ソフト株式会社

代表者 乙 山 次 郎

(両者代理人)

住所 東京都 区 町 丁目 番号 〒 -

TEL (03) -

FAX (03) -

氏名 甲 乙 丙 太 郎 (印)

6. 添付資料の目録

(1) 譲渡証書 1通

(2) 委任状 各1通

(3) 登録手数料納付書 1通

(2) 著作物の明細書

5 ページの「明細書作成上の留意点」を参照して下さい。

(3) プログラムの著作物の複製物

8 ページの「プログラムの著作物の複製物」を参照して下さい。

(4) その他必要な資料

(a) 代理人によって申請する場合は、その権限を証明する書面（委任状：38 ページの作成例参照）  
< 政令第 21 条第 1 項第 2 号 >

(b) 登録の原因を証明する書面（譲渡証書、質権設定契約書、給付判決文など）  
（39～41 ページの作成例参照）< 政令第 21 条第 1 項第 4 号 >

(c) 登録義務者の承諾により、登録権利者だけで申請するときは、登録義務者の承諾書  
（42 ページの作成例参照）< 政令第 17 条 >

(d) 登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要するときは、これを証明する資料  
（43 ページの作成例参照）< 政令第 21 条第 1 項第 5 号 >

(e) 登録名義人の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、戸籍又は登記簿の謄本又は抄本、住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面  
< 政令第 21 条第 1 項第 1 号 >

(f) 登録の目的に係る著作権又は質権が登録名義人から登録義務者に相続その他の一般承継により移転したものであるときは、戸籍又は登記簿の謄本又は抄本その他当該事実を証明することができる書面  
< 政令第 21 条第 1 項第 3 号 >

(g) 申請者が登録権利者若しくは登録義務者の相続人その他の一般承継人であるときは、戸籍又は登記簿の謄本又は抄本、住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面  
< 政令第 21 条第 1 項第 1 号 >

(h) 登録の変更、更正又は抹消若しくは抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、その者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本  
< 政令第 21 条第 1 項第 6 号 >

(i) 民法第 423 条の規定により、債権者が債務者に代位して申請するときは、その代位の原因を証明する書面  
< 政令第 29 条 >

## - 1 . 変更の登録及び更正の登録

### 1 . 概要

- ( 1 ) 「変更」の登録は、登録後に登録の内容等に変更があった場合、事実と一致させるために行うものです。例えば、登録名義人の住所や名称が変わった場合などです。
- ( 2 ) 「更正」の登録は、登録後に登録の内容等に錯誤又は遺漏による間違いがあることが判明した場合に、事実と登録の内容を一致させるために行うものです。
- ( 3 ) プログラム登録原簿の表示部、すなわち著作物の明細書に記載された事項の変更又は更正の登録については、著作物としての同一性が失われない場合に限り認められます。例えば、著作物の題号の変更や著作物の内容の記述の一部に誤りがあった場合などです。
- ( 4 ) なお、権利変動に係る登録（譲渡，質権設定等）の場合、権利の主体や客体に係わる事項は変更できません。また、一定の事実を法律上推定する登録（創作年月日，第一発行（公表）年月日，実名登録等）の場合も、当該事実の有無に係わる事項は変更できません。

### 2 . 申請者

- ( 1 ) 創作年月日の登録や第一発行（公表）年月日の登録等の申請者の住所や名称の更正の登録を行う場合は、住所や名称を更正する申請者自身が行います。
- ( 2 ) 著作権譲渡の登録や質権設定の登録等の登録名義人（登録権利者）の住所や名称の変更・更正の登録を行う場合は、登録名義人が単独で申請することができます。（政令第19条）
- ( 3 ) 著作権譲渡の登録や質権設定の登録等の登録義務者の住所や名称の更正の登録を行う場合は、登録権利者と登録義務者の共同申請により行います。但し登録権利者からの単独申請承諾書が添付されていれば、登録義務者だけで申請できます。
- ( 4 ) プログラム登録原簿の表示部、すなわち著作物の明細書に記載された事項の変更の登録を行う場合は、同一性保持権に関わる行為であることから、申請できるのは原則として著作者に限られます。著作者以外の方が申請者となる場合は、著作者からの同意書の添付が必要になります。但し、錯誤等の理由による更正の登録については、著作者以外の者によって申請することが可能です。

〔記載例.6〕

著作権登録申請書

収入

平成 年 月 日

印紙

( ¥ 1,000 )

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1. 著作物の題号 キギョウザイムシンダシ 企業財務診断システム
2. 登録の原因及びその発生年月日  
平成 年 月 日 移転により登録名義人の住所を変更する。  
変更前の住所： 県 市 町 丁目 番号  
変更後の住所： 東京都 区 町 丁目 番号
3. 登録の目的  
登録名義人の表示の変更の登録
4. 変更すべき登録の年月日及び登録番号  
平成 年 月 日 P第 号 -
5. 申請者  
住所 東京都 区 町 丁目 番号 〒 -  
名称 ソフト株式会社  
代表者 甲 田 太 郎  
( 担当者： 部 ) TEL ( 0 3 ) -  
FAX ( 0 3 ) -
6. 添付資料の目録  
(1) 登記簿謄本 1通

### 3. 提出資料

#### (1) 申請書

20-2 ページの〔記載例・6〕の例によって申請書を作成して下さい。

(a) 2 ページの「申請書作成上の留意点」(a)～(m)を参照して下さい。

(b) 「登録の原因及びその発生日」の記載について

創作年月日の登録や第一発行(公表)年月日の登録等の申請者の住所(名称)を更正する場合

例1 錯誤により、申請者の住所を更正する。

著作権譲渡の登録や質権設定の登録等の登録名義人または登録義務者の住所(名称)を変更・更正する場合

例1 平成 年 月 日移転により登録名義人の住所を変更する。

例2 錯誤により登録義務者の名称を更正する。

著作物の題号、内容等、プログラム登録原簿の表示部に係る事項を変更・更正する場合

例1 平成 年 月 日題号を変更した。

例2 錯誤により、著作物の内容を更正する。

(注) 手続き上の錯誤または脱落による更正の登録の場合は、「発生日」を記載する必要はありません。

(c) 「登録の目的」の記載について

創作年月日、第一発行(公表)年月日の登録等の申請者の変更・更正の場合

「表示の更正の登録」

著作権譲渡、質権設定の登録等の登録名義人の変更・更正の場合

「登録名義人の表示の変更(更正)の登録」

著作権譲渡、質権設定の登録等の登録義務者の更正の場合

「登録義務者の表示の更正の登録」

プログラム登録原簿の表示部に係る変更・更正の場合

「変更(更正)の登録」

(d) 「変更(更正)すべき登録の年月日及び登録番号」の記載について

変更・更正しなければならない登録についての登録年月日及び登録番号を記載して下さい。

(e) 「申請者」について

20-1 ページの「申請者」を参照して、申請者の住所・名称等を記載して下さい。

#### (2) 添付資料

(a) 登記簿謄本・抄本等、当該事実(住所や名称の変更した事実)が確認できる書面を添付して下さい。

(b) 「登録義務者の表示の更正の登録」を登録義務者が単独で申請する場合は、登録権利者からの単独申請承諾書の添付が必要になります。

### 4. 注意事項

(1) 住所や名称が同一日に変更になった場合は1つの申請書で住所や名称の変更が可能です。

(2) 変更の登録及び更正の登録には、登録手数料は、かかりません。

(3) 創作年月日の登録や第一発行(公表)年月日の登録等の申請者の住所や名称の変更の登録は基本的に出来ません。錯誤等による更正の登録は出来ます。

(4) 著作権譲渡の登録や質権設定の登録等の登録義務者の住所や名称の変更の登録も基本的に出来ません。錯誤等による更正の登録は出来ます。

・申請書類の提出方法等

1. 申請書類の提出方法

申請書類の提出は、財団法人ソフトウェア情報センターの窓口へ直接持参するか、郵送によることとします。

郵送による場合は、確実な送達を期するために「書留郵便」のご利用をお勧めします。

( 郵送の場合の宛先 )

〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門5丁目1番4号 東都ビル4階

財団法人ソフトウェア情報センター 著作権登録部

T E L           03 - 3437 - 3071

F A X           03 - 3437 - 3398

U R L           <http://www.softic.or.jp/touroku/index.htm>

( 受付時間 )   9 : 00 ~ 12 : 00   13 : 00 ~ 17 : 00

( 休 日 )       土、日曜日 及び 国民の祝日

1月2日 ~ 3日   及び 12月29日 ~ 31日


( 持参場所 )

[ 案内図参照 ]

## 2. 受付通知書

お申し出があれば、下図のような受付通知書をお渡しします。

郵送によって申請される場合は、定形の返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）を同封して下さい。受付通知書を送付いたします。この場合次頁の登録済通知書用封筒と計2通が必要になります。

創作年月日登録申請書	
収入 印紙 (3,000円)	平成 年 月 日
	財団法人ソフトウェア情報センター 理事長 殿
1. 著作物の題号	<small>ヤクキョクムケンソウゴウカンリ</small> 薬局向け総合管理システム
2. 登録の原因及びその発生年月日	平成 年 月 日に創作した。
3. 登録の目的	創作年月日の登録
4. 前登録の年月日及び登録番号	なし
5. 申請者	
住所	東京都 区 町 丁目 番号
名称	<small>イリョウ</small> 医療システム株式会社
代表者	<small>コノノ オツタロウ</small> 甲野 乙太郎
代理人	
住所	東京都 区 町 丁目 番号 〒 -
	TEL (03) -
	FAX (03) -
氏名	<small>オツヤマ ジロウ</small> 乙山 次郎 (印)
6. 添付資料の目録	
(1) 著作物の明細書	1通
(2) 委任状	1通
(3) プログラムの著作物の複製物	1件
(4) 登録手数料納付書	1通
	
財団法人ソフトウェア情報センター	

### 3. 登録済通知書

登録が完了すると、下図のような通知書を申請者に送付いたします。(政令第24条)

なお、登録申請される際、定形の返信用封筒(住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)を添付あるいは同封して下さい。

#### (登録済通知書の例)

プログラム登録済通知書	
年 月 日	
申請者 殿	
財団法人ソフトウェア情報センター 理事長 <span style="float: right;">(印)</span>	
下記のとおり登録しましたので、通知します。	
記	
1. 著作物の題号	
2. 登録の目的	
3. 登録番号	
4. 登録年月日	

### 4. プログラム登録の公示(プロ法第4条)

第一発行(公表)年月日の登録又は創作年月日の登録が行われた場合は、次の事項が毎月1日付の官報で公示されます。

- (1)登録の目的
- (2)登録番号
- (3)登録年月日
- (4)登録申請者の氏名(名称)及び住所(居所)
- (5)プログラムの著作物の題号及び分類

## 5. 実名登録の告示（法第78条第2項）

実名の登録が行われた場合は、次の事項がその都度官報で告示されます。

- (1) 登録の年月日及び登録番号
- (2) 著作物の題号
- (3) 公表年月日
- (4) 公表の際に表示された著作者名（無名で公表されたときはその旨）
- (5) 著作物の種類
- (6) 登録の原因
- (7) 著作者の実名及び住所（居所）

## 6. 登録手数料の振り込み

登録手数料（各種類の登録について1件47,100円（プロ法第25条、プロ令第4条））を、財団法人ソフトウェア情報センターの下記の口座にお振り込みをお願いします。

所定の振り込み用紙をご使用の場合は、「**㊤ 振り込み受付証明書**」を「登録手数料納付書」（25ページ作成例参照）に**貼りつけて**提出して下さい。

銀行備え付けの振込用紙、ATM、インターネットから振り込みをされた場合は、振り込みを証明する書面を貼って下さい。

（振込先指定銀行）

銀行名	支店名	口座番号
三井住友銀行	東京公務部	899098
みずほ銀行	新橋支店	797019

口座名：財団法人ソフトウェア  
情報センター登録口  
（いずれも普通預金です）

なお、同時に2件以上の申請を行う場合は、1枚の振り込み用紙で手数料の合計額を振り込んで頂いても結構です。この場合は、1件目に原本を添付し、その他には、コピーを添付して下さい。

当センター所定の振込用紙は、センターの窓口にあります。また、郵送を希望する方は、定形の返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）を同封して著作権登録部までご請求下さい。

一旦振り込まれた手数料については、過誤納の場合を除き返金は出来ません。申請後、取下げや却下が行われた場合も返金出来ませんので、ご了承下さい。

(登録手数料納付書の作成例)

用紙の大きさは日本工業規格A列4番とします。

登 録 手 数 料 納 付 書

平成 年 月 日

1. 申請者の氏名(名称)

株式会社

2. 手数料の内訳

(1) 創作年月日の登録 1件

(2) 著作物の題号

開発プログラム

登録手数料：1件 47,100 円

専用の振込用紙をご使用の場合は、  
A振込受付証明書(申請書貼付用)を  
貼って下さい。

銀行備え付けの振込用紙、ATM、  
インターネットから振り込みをされ  
た場合は、振り込みを証明する書面を  
貼って下さい。

## 7. 登録免許税の納付

表2 登録免許税の一覧の額に相当する収入印紙を申請書に貼付して納付して下さい。

なお収入印紙には割印をしないで下さい。

国及び地方公共団体等の場合は、登録免許税は無税となります。

表2 . 登録免許税の一覧

登録の種類	課税標準	税率
著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作権の移転の登録	著作権の件数	1件につき 18,000 円
(2) 著作権を目的とする質権の設定 又は著作権若しくは当該質権の処 分の制限の登録	債権金額	1,000 分の 4
	債権極度額（根質権の場合）	1,000 分の 4
(3) 著作権を目的とする質権の移転 の登録	著作権の件数	1件につき 3,000 円
(4) 無名著作物又は変名著作物の著 作者の実名登録	著作物の数	1個につき 9,000 円
(5) 信託の登録	著作権の件数	1件につき 3,000 円
(6) 第一発行年月日若しくは第一公 表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	1件又は1個につき 3,000 円
(7) 抹消した登録の回復の登録又は 登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	1件又は1個につき 1,000 円
(8) 登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	1件又は1個につき 1,000 円

登録免許税の額が 30,000 円を超えるときは印紙納付はできません。＜登録免許税法第 22 条＞  
国税の収納を行う最寄りの金融機関（銀行等）に備え付けの納付書を使用して現金を納付し、  
その領収証書の原本（コピー不可）を A4 サイズの紙に貼って申請書に添付して下さい。  
納付書の税務署名記載欄には、芝税務署（当財団の所在地税務署）と記載して下さい。  
納付書は一般の窓口においていない場合が多いので、詳しくは金融機関にお尋ね下さい。

登録免許税の端数計算について＜国税通則法第 118 条、第 119 条＞

債権金額等に千円未満の端数があるときは、それを切り捨てて計算する。

の計算により得られた登録免許税の額に百円未満の端数があるときは、それを切り捨てる。

### 登録事項記載書類交付の申請手続

プログラム登録原簿に記録されている事項を記載した書類（登録事項記載書類）の交付を請求するときは、27 ページの記載例によって、登録事項記載書類交付申請書を作成し、手数料（1 通 2,400 円、プロ令第 2 条）を添えて窓口提出するか、または現金書留にて請求して下さい。

郵送により請求する場合は、所要の額の切手を貼付した返信用封筒（住所・氏名を記入）を同封して下さい。

(記載例)

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

登録事項記載書類交付申請書

平成 年 月 日

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1. 登録の年月日及び登録番号

必要通数

昭和 年 月 日 P第 号 - 通

平成 年 月 日 P第 号 - 通

2. 申請者

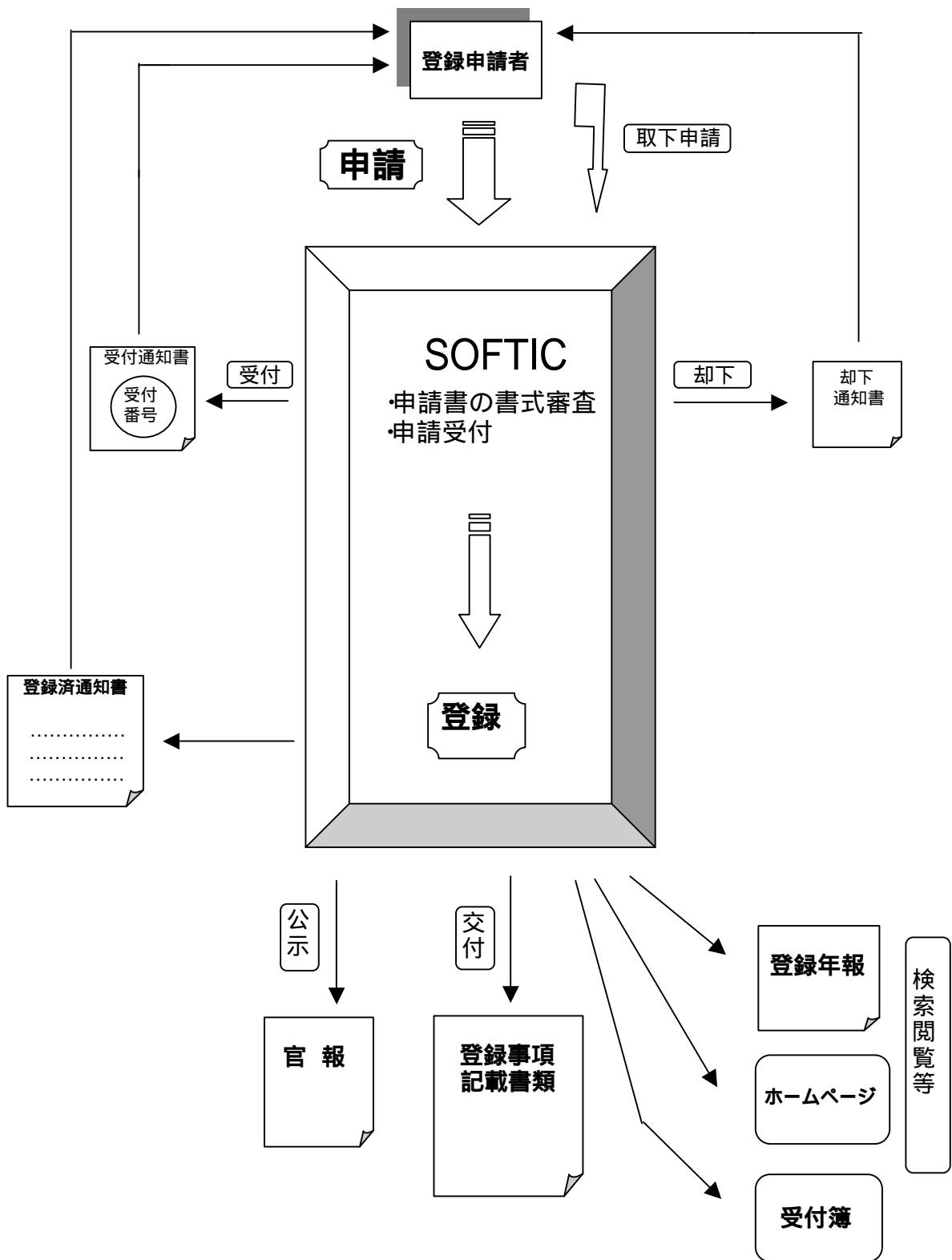
住所 東京都 区 町 丁目 番号 丁目 -

TEL ( 0 3 ) -

株式会社

氏名 甲 乙 丙太郎 (印)

## 4 プログラム登録事務の流れ



## 5 提出資料一覧

		創作年月日の登録	第一発行(公表)年月日の登録	実名の登録	著作権の登録
1	申請書 <政令第20条>				
2	明細書 <政令第21条第2項第1号> 2回目以降は不要です				
3	プログラム著作物の複製物 <プロ法第3条> 2回目以降は不要です				
4	委任状(代理人申請) <政令第21条第1項第2号>	( )	( )	( )	( )
<del>注5</del>	<del>法人の場合 代表者資格証明書または登記簿謄本(抄本) (3ヶ月以内のもの)</del>				
<del>注5-1</del>	<del>印鑑証明書(3ヶ月以内のもの)</del>				
6	登録手数料納付書				
7	返信用封筒				
8	受付通知書用封筒(希望の方)	( )	( )	( )	( )
9	第一発行(公表)年月日を証明する書面 (販売証明書,受領書等の写し,その他の証明書) <政令第28条>				
10	実名を確認することができる書面 (住民票の写し等)<政令第27条>				
11	譲渡契約書,譲渡証書 質権設定契約書 給付判決書	当該登録の原因を証明するいずれかの書面<政令第21条第1項第4号>			
12	単独申請承諾書	登録権利者だけで申請するときの登録義務者の承諾書<政令第17条>			
13	同意書等	登録の原因について第三者の許可,認可,同意又は承諾を要するとき,これを証明する資料<政令第21条第1項第5号>			
14	当該事実を証明する書面  (戸籍謄本(抄本),登記簿謄本(抄本),住民票の写しなど)	申請者が登録権利者若しくは登録義務者の相続人その他の一般承継人であるときは,当該事実を証明する書面<政令第21条第1項第1号>  登録名義人の表示の変更,更正の登録を申請するときは,当該事実を証明する書面<政令第21条第1項第1号>  登録の目的に係る著作権又は質権が登録名義人から登録義務者に相続その他の一般継承により移転したものであるときは,当該事実を証明する書面<政令第21条第1項第3号>			
15	裁判の謄本(抄本)	登録の変更,更正,抹消,抹消の回復を申請する場合において,登録上の利害関係を有する第三者があるときは,その者の継承者又はその者に対抗することができる裁判の謄本(抄本)<政令第21条第1項第6号>			
16	代位の原因を証明する書面	民法423条の規定により,債権者が債務者に代位して申請するときは,その代位の原因を証明する書面<政令第29条>			

注:平成19年11月1日より提出資料の5および5-1については提出する必要はありません。

## 6 各種登録申請書及び添付資料の作成例

1. 外国人の著作物の申請書
2. 著作権登録申請書（持分の移転）
3. 著作権登録申請書（共有の持分の移転、単独申請）
4. 著作権登録申請書（支分権の移転）
5. 著作権登録申請書（質権の設定）
6. 著作権登録申請書（根質権の設定）
7. 著作権登録申請書（質権の抹消）
8. 委任状
9. 譲渡証書（移転）
10. 譲渡証書（持分の移転）
11. 譲渡証書（共有の持分の移転）
12. 単独申請承諾書
13. 同意書

# 1. 外国人の著作物の申請書

創作年月日登録申請書

平成 年 月 日

収入  
印紙

( ¥3,000 )

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

## 1. 著作物の題号

プロジェクト マネジメント システム  
PROJECT MANAGEMENT SYSTEM

## 2. 登録の原因及びその発生年月日

平成 年 月 日に創作した。

## 3. 登録の目的

創作年月日の登録

## 4. 前登録の年月日及び登録番号

なし

## 5. 申請者

住所 543 Idaho Avenue, Santa Monica,  
California, 90403, U.S.A.

名称 エービーシー システムズ インク  
A B C Systems, Inc.

代表者 アルバート エー ストロング  
Albert A. Strong

代理人

住所 東京都 区 町 丁目 番号

氏名 ヤマ モト サブ ロウ 郎 (印)

TEL (03) -

FAX (03) -

## 6. 添付資料の日録

(1) 著作物の明細書	1通
(2) プログラムの著作物の複製物	1件
(3) 委任状及び訳文	1通
(4) 登録手数料納付書	1通

### (注意事項)

- (1) 「申請書」、「著作物の明細書」は必ず日本語で作成し、添付資料の(3)は、原文に訳文を添付して下さい。(規則第8条の2)
- (2) 外国語の固有名詞は、アルファベットで記載し、片仮名でふりがなをつけて下さい。



3. 著作権登録申請書（共有の持分の移転、単独申請）

著作権登録申請書		平成 年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">収入 印紙</div> ( ¥18,000 )	財団法人ソフトウェア情報センター 理事長 殿	
1. 著作物の題号 <small>ザイムシندان</small> 企業財務診断システム		
2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日 平成 年 月 日に下記の者の間に著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）の持分（2 分の 1）のすべての譲渡があった。 ( 譲渡人 ) 住 所 東京都 区 町 丁目 番 号 名 称 ソフト株式会社 ( 譲受人 ) 住 所 東京都 区 町 丁目 番 号 名 称 プログラム株式会社		
3. 登録の目的 著作権譲渡の登録		
4. 前登録の年月日及び登録番号 なし		
5. 申請者 ( 登録権利者 ) 住 所 東京都 区 町 丁目 番 号 名 称 プログラム株式会社  代表者 <small>アヲ</small> 甲 <small>ツ</small> 乙 <small>ヘイジロウ</small> 丙次郎 (印) ( 担当者 : 部 TEL ( 03 ) - ) FAX ( 03 ) -		
6. 添付資料の目録		
(1) 著作物の明細書	1 通	
(2) プログラムの著作物の複製物	1 件	
(3) 譲渡証書	1 通...41 ページの作成例参照	
(4) 同意書	1 通...43	..
(5) 単独申請承諾書	1 通...42	..
(6) 登録手数料納付書	1 通	

( 注意事項 )

- (1) 共有著作権の場合、持分の譲渡及び質権の設定の各登録には、他の共有者全員の同意を証明する書面が必要です（法第 65 条第 1 項及び第 2 項、政令第 21 条第 1 項第 5 号）。
- (2) この例では、登録権利者の単独申請ですから、登録義務者からの単独申請承諾書が必要です（政令第 17 条）。

4. 著作権登録申請書（支分権の移転）

著作権登録申請書

平成 年 月 日

収入  
印紙

( ¥ 18,000 )

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 殿

1. 著作物の題号 ザイムフンセキ 財務分析システム
  2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日  
平成 年 月 日に下記の者の間に著作権のうち複製権の譲渡があった。  
(譲渡人) 住所 東京都 区 町 丁目 番号  
名称 ソフト株式会社  
(譲受人) 住所 東京都 区 町 丁目 番号  
名称 プログラム株式会社
  3. 登録の目的  
著作権譲渡の登録
  4. 前登録の年月日及び登録番号  
平成 年 月 日 P第 号 -
  5. 申請者  
(登録権利者)  
住所 東京都 区 町 丁目 番号  
名称 プログラム株式会社  
代表者 ツタ 田 甲太郎 (印)  
(担当者: 部 TEL (03) - )  
FAX (03) -
  
  - (登録義務者)  
住所 東京都 区 町 丁目 番号  
名称 ソフト株式会社  
代表者 ヤマダ 山 田 敬 太 (印)  
(担当者: 部 TEL (03) - )  
FAX (03) -
6. 添付資料の目録  
(1) 譲渡証書 1通  
(2) 登録手数料納付書 1通

(注意事項) この例の場合、以前に別の登録がされているため、「著作物の明細書」及び「プログラムの著作物の複製物」の提出は必要ありません。

5. 著作権登録申請書（質権の設定）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 収入 印紙 注1             </div>	著作権登録申請書 平成 年 月 日 財団法人ソフトウェア情報センター 理事長 殿
(債権金額の 1000 分の 4)	
1. 著作物の題号 <small>コンピュータ</small> 故障診断システム	
2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日 平成 年 月 日に下記の者の間に著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を目的とする質権の設定があった。 質権設定者 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 ソフト株式会社 債権者 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 プログラム株式会社 債務者 質権設定者と同じ 債権金額 金 円 最終返済期日 平成 年 月 日 利息の定め 年 %	
3. 登録の目的 質権設定の登録	
4. 前登録の年月日及び登録番号 なし	
5. 申請者 (登録権利者) 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 プログラム株式会社 代表者 <small>アツ</small> 乙 丙次郎 (印) (担当者: 部 TEL (03) - ) FAX (03) -	
(登録義務者) 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 ソフト株式会社 代表者 <small>アツ</small> 田 太郎 (印) (担当者: 部 TEL (03) - ) FAX (03) -	
6. 添付資料の目録	
(1) 著作物の明細書	1 通
(2) プログラムの著作物の複製物	1 件
(3) 質権設定契約書	1 通
(4) 登録手数料納付書	1 通

注 1 : 登録免許税の額が 30,000 円を超えるときは印紙納付はできません。…26 ページ参照。

6. 著作権登録申請書（根質権の設定）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 収入 印紙 注1             </div>	著作権登録申請書 平成 年 月 日 財団法人ソフトウェア情報センター 理事長 殿
(債権極度額の 1000 分の 4)	
1. 著作物の題号 <small>コンピュータ</small> 故障診断システム	
2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日 平成 年 月 日に下記の者の間に著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を目的とする根質権の設定があった。 根質権設定者 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 ソフト株式会社 債権者 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 プログラム株式会社 債務者 根質権設定者と同じ 債権極度額 金 円 担保すべき債権の範囲の定め 確定期日	
3. 登録の目的 根質権設定の登録	
4. 前登録の年月日及び登録番号 なし	
5. 申請者 (登録権利者) 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 プログラム株式会社 代表者 <small>アツ</small> 乙 <small>アツ</small> 丙次郎 (印) (担当者: 部 TEL (03) - ) FAX (03) -	
(登録義務者) 住所 東京都 区 町 丁目 番号 名称 ソフト株式会社 代表者 <small>アツ</small> 田 太 郎 (印) (担当者: 部 TEL (03) - ) FAX (03) -	
6. 添付資料の目録	
(1) 著作物の明細書	1 通
(2) プログラムの著作物の複製物	1 件
(3) 根質権設定契約書	1 通
(4) 登録手数料納付書	1 通

注 1 : 登録免許税の額が 30,000 円を超えるときは印紙納付はできません。…26 ページ参照。

7. 著作権登録申請書（質権の抹消）

著 作 権 登 録 申 請 書

収 入  
印 紙

( ¥ 1,000 )

平成 年 月 日

財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長

殿

1. 著作物の題号 コショウシンダン 故障 診断 システム
2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日  
平成 年 月 日に債務弁済により質権が消滅した。
3. 登録の目的  
質権の設定の登録の抹消の登録
4. 前登録の年月日及び登録番号  
平成 年 月 日 P第 号 -
5. 申 請 者  
(登録権利者)  
住 所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名 称 ソフト株式会社  
代表者 甲 田 太 郎  
(登録義務者)  
住 所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名 称 プログラム株式会社  
代表者 甲 乙 丙次郎  
(両者代理人)  
住 所 東京都 区 町 丁目 番 号 〒 -  
TEL ( 0 3 ) -  
FAX ( 0 3 ) -  
氏 名 ヤマ 田 サブ 郎 (印)
6. 添付資料の目録  
(1) 債務弁済証書 1 通  
(2) 委任状 各 1 通  
(3) 登録手数料納付書 1 通

## 8. 委任状

### 委 任 状

私は 住所 東京都 区 町 丁目 番号  
氏 名 ..... を代理人と  
定め、次の事項を委任します。

1. 下記の著作物に係る創作年月日の登録申請に関する件

### 記

(著作物の題号) ..... プログラム管理ツール  
(著作者の名称) ..... ソフトウェア株式会社

平成 年 月 日

住所 東京都 区 町 丁目 番号  
名称 ソフトウェア株式会社  
代表者 (印)

## 9. 譲渡証書（移転）

### 譲 渡 証 書

平成 年 月 日

（登録権利者）

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 甲乙株式会社  
代表者 殿

（登録義務者）

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 丙丁株式会社  
代表者



下記のプログラム著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を平成 年 月 日に譲渡したことに相違ありません。

#### 記

1 . 著作物の題号

企業財務診断システム

2 . 著作者の名称

丙丁株式会社

（注意事項）この例のように、譲渡証書、契約書等に、法第 27 条及び第 28 条の権利に関する記載がある場合は、その旨を申請書にも記載して下さい。

10. 譲渡証書（持分の移転）

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

（登録権利者）

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 プログラム株式会社  
代表者 甲 乙 丙次郎 殿

（登録義務者）

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 ソフト株式会社  
代表者 甲 田 太 郎 (印)

弊社所有に係る下記のプログラム著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）のうち、3 分の 1 を平成 年 月 日に貴社に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 著作物の題号

企業財務診断システム

2. 著作者の名称

ソフト株式会社

11. 譲渡証書（共有の持分の移転）

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

（登録権利者）

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 プログラム株式会社  
代表者 殿

（登録義務者）

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 ソフト株式会社  
代表者

印

下記のプログラム著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、貴社と弊社の共有のところ、平成 年 月 日に弊社の持分（2 分の 1）のすべてを貴社に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 著作物の題号

企業財務診断システム

2. 著作者の名称

プログラム株式会社  
ソフト株式会社

## 12. 単独申請承諾書

### 単 独 申 請 承 諾 書

平成 年 月 日

(登録権利者)

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 株式会社ソフトウェア  
代表者 殿

(登録義務者)

住所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名称 プログラム株式会社  
代表者 (印)

下記の著作物の著作権に関する平成 年 月 日付譲渡契約に基づく移転登録申請を貴社が単独で申請することを承諾します。

#### 記

1. 著作物の題号 企業財務診断システム
2. 著作者の名称 プログラム株式会社

13. 同意書

同 意 書

平成 年 月 日

住 所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名 称 株式会社ソフトウェア  
代表者 殿

住 所 東京都 区 町 丁目 番 号  
名 称 プログラム株式会社  
代表者 (印)

下記のプログラム著作物に係る著作権は、貴社と弊社の共有のところ、今般貴社が貴社の持分（2分の1）のすべてを、株式会社へ譲渡することに同意します。

記

1. 著作物の題号 企業財務診断システム
2. 著作者の名称 株式会社ソフトウェア  
プログラム株式会社

## 7 登録事項記載書類

見本

表示番号 P第 号

表		示		部	
登		録		事	
登録年月日		平成 2年 8月 7日			
著作物の題号		健康管理システム			
著作物の最初の公表の際に表示された著作者名		余白			
著作物が最初に公表された年月日		未公表			
著作物が最初に発行された国の国名		余白			
著作物の種類及び内容		【著作物の種類】 プログラムの著作物			
【プログラムの分類】 医療・保健衛生					
【著作物の内容】		本システムは、各種検診数値・所見および医師・保健婦の指導内容を小型コンピュータに収録し、個人差がある検診数値の微妙な変化、指導内容を時系列に出力し、的確な処理を講じることにより、健康面での不安を取り除くことを第一目的に作成したものである。併せて医療費の削減、企業の人事管理にも役立つようにしたシステムである。			
		なお、使用言語はBASICである。			
事		項		部	
順位番号		登		録	
1		登録年月日		平成 2年 8月 7日	
		登録の目的		創作年月日の登録	
		権利の表示		余白	
		登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項		【発生年月日】 平成 2年 3月 19日 【登録の原因】 創作した。	
		申請者の氏名及び住所		【申請者の区分】 申請者 甲乙ソフトウェア株式会社 代表者氏名 登録太郎 東京都港区新橋5丁目1番4号	
		受付年月日及び受付番号		【受付年月日】 平成 2年 6月 14日 【受付番号】	
		備考		余白	
2		登録年月日		平成 12年 7月 13日	
		登録の目的		著作権譲渡の登録	
		権利の表示		著作権	
		登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項		【発生年月日】 平成 12年 5月 20日 【登録の原因】 著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の持分（2分の1）の譲渡があった。 【譲渡人】 甲乙ソフトウェア株式会社 東京都港区新橋5丁目1番4号 持分 2分の1 【譲受人】 日本ソフティック株式会社 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 持分 2分の1	
		申請者の氏名及び住所		【申請者の区分】 登録権利者 日本ソフティック株式会社 代表者氏名 乙山次郎 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 【申請者の区分】 登録義務者 甲乙ソフトウェア株式会社 代表者氏名 登録太郎 東京都港区新橋5丁目1番4号	
		受付年月日及び受付番号		【受付年月日】 平成 12年 6月 15日 【受付番号】	
		備考		余白	
(以下余白)					

上記はプログラム登録原簿に記録されている  
事項と相違ないことを認証する。

平成 年 月 日  
財団法人 ソフトウェア情報センター  
理事長

印

## 8 プログラム著作物の登録に関する情報提供

プログラム著作物の登録内容については、様々な形で情報提供を行っております。(詳細は、下記の表を参照)  
 情報提供についての、ご質問・ご相談は、著作権登録部まで、お問い合わせ下さい。

著作権登録部 TEL :03-3437-3071 FAX :03-3437-3398

	情報提供の種類	取得方法等	費用
1	登録の有無、登録番号の照会	お電話でお問い合わせ下さい。すぐに検索してお答えします。	無料
2	登録事項記載書類の交付 (プロ法第2条第2項)	登録原簿の内容を記載した書類(登録事項記載書類)は、どなたでも取得できるものです。登録された内容について一番詳しくご覧になれるものが、この登録事項記載書類になります。 登録事項記載書類交付申請書を記入して、手数料と共にご請求下さい。郵送でも申請できます。 …詳しくは、26ページ参照	1件につき2,400円 (プロ令第2条)
3	登録受付簿の閲覧 (法第78条第3項)	登録申請が受付されると登録受付簿に記録されます。この登録受付簿は、当財団にお越しいただき、登録受付簿閲覧申請書を記入の上、閲覧できます	1件につき730円 (政令第14条)
4	登録受付簿の写しの交付 (法第78条第3項)	登録受付簿に記録された内容は、その写しが取得できます。登録受付簿(写し)交付申請書を記入して、手数料と一緒にご請求下さい。郵送でも申請できます。	1件につき780円 (政令第14条)
5	登録情報の検索依頼	必要な登録情報について、検索依頼も受け付けております。検索した情報(注)を編集(A4サイズ1枚で最大10件を表示)し、提供します。	1枚につき500円
6	登録情報の閲覧(ホームページ)	登録情報のうち、官報で公示された情報(注)と同じ内容については、当財団ホームページに載せてありますので閲覧できます。(更新は官報公示と同時)	無料
7	「プログラム登録年報」の閲覧 購入	官報に公示された情報(注)と同じ内容及び各種統計について年度単位にまとめたものが「プログラム登録年報」です。閲覧および販売を行っております。	閲覧 無料 購入 :1部 1,600円
8	登録申請件数の照会	お電話でお問い合わせ下さい。すぐにお答えします。ホームページにも掲載しております。(更新は1ヶ月毎)	無料

注 :提供できる情報は、官報に公示された内容に限られます。つまり 創作年月日の登録、第一発行(公表)年月日の登録及び実名の登録の、法律で規定された内容になります。(プロ法第4条、プロ規第16条、法第78条第2項)  
 著作権の登録(譲渡、質権の設定等)の情報については、官報には公示されませんので、情報提供できません。  
 但し、登録事項記載書類については、全ての登録の登録原簿に記載された内容をご覧になれます。